

奈良市公報

第 3 3 5 号

(平成28年11月分)

平成29年8月15日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

規 則

○奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則……………2

告 示

- 奈良市営住宅等空家入居者の募集……………2
- 近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表……………2
- 一般競争入札の実施……………8
- 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止……………8
- 介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の廃止……………8
- 介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定……………8
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定……………8
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止……………9
- 奈良農業振興地域整備計画の変更案の公衆縦覧……………9
- 住居番号の設定……………9
- 一般競争入札の実施（2件）……………9
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の辞退の届出……………10
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………10
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………10
- 放置自転車等の保管……………11
- 公募型プロポーザルの実施……………11
- 放置自転車等の保管……………11
- 平成28年度被表彰者の氏名等……………11
- 一般競争入札の実施（2件）……………15
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………15
- 街区の区域の変更……………16
- 放置自転車等の保管……………16
- 土地改良事業の申請……………16
- 住居番号の変更……………16
- 差押調書の公示送達……………16
- 道路の位置指定（2件）……………17
- 一般競争入札の実施（3件）……………17
- 放置自転車等の保管……………18
- 予防接種の実施の一部改正……………18
- 一般競争入札の実施（2件）……………18

- 開発行為に関する工事の完了……………18
- 奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱の一部を改正する告示……………18
- 道路の位置指定……………19
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………19
- 奈良市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示……………20
- 道路の区域変更……………20
- 道路の供用開始……………20
- 道路の位置指定……………20
- 開発行為に関する工事の完了……………21
- 放置自転車等の保管……………21
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………21
- 一般競争入札の実施……………21
- 平成29・30年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領……………22
- 平成29年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領……………25
- 差押調書の公示送達……………29
- 放置自転車等の保管……………29
- 差押調書の公示送達……………29
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………30
- 奈良市議会定例会の招集……………30
- 放置自転車等の保管……………30
- 奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示……………30
- 放置自転車等の保管……………30
- 道路の位置指定……………30
- 開発行為に関する工事の完了……………31

監 査

- 住民監査請求に係る監査結果の公表……………31
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………34

公 営 企 業

- 奈良市水道メーター計量等委託規程を廃止する規程……………35
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………35
- 一般競争入札の実施（2件）……………35
- 平成29・30年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領……………35
- 平成29年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領……………36

教 育 委 員 会

- 奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則……………39
- 奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する要綱……………

.....40

○定例教育委員会の開催.....43

選挙管理委員会

○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧.....43

○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧.....43

農業委員会

○農地部会の招集（2件）.....43

別表第1中 「 収集作業員 草刈り作業員 1,070 」 を

収集作業員	1,300
草刈り作業員	1,070

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市パートタイム職員に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成28年11月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の奈良市パートタイム職員に関する規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

(平成28年11月16日揭示済)

告 示

奈良市告示第710号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集します。

平成28年11月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成28年11月1日揭示済)

奈良市告示第711号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の平成29年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成28年11月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

規 則

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第62号

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市パートタイム職員に関する規則（平成3年奈良市規則第41号）の一部を次のように改正する。

名称	位置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性係数
第2号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1-2号館	69,400	0.7151
		74.8	3-4号館	69,300	0.7151
		74.8	5-6号館	73,200	0.7151
		39.3	6号館	38,400	0.7151
第3号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1-20	15,800	0.7432
		74.9	1-2号棟	86,100	0.7755
第4号市営住宅	奈良市般若寺町	74.6	1-2号棟	70,400	0.7436
		64.2	1-2号棟	60,500	0.7436
		64.5	1-2号棟	60,800	0.7436
		71.9	1-2号棟	67,800	0.7436
		74.6	3号棟	70,200	0.7436
		64.2	3号棟	60,400	0.7436
		64.5	3号棟	60,700	0.7436
		71.9	3号棟	67,700	0.7436
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	74.7	1-2号棟	65,900	0.7527
		64.5	1-2号棟	57,000	0.7527
		71.2	1-2号棟	62,900	0.7527
第6号市営住宅	奈良市法華寺町	34.7	101-120	16,400	0.7216
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	28.0	131-140	17,900	0.7648
		28.0	141-150	18,400	0.7648
		33.8	151-160	20,100	0.7648
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	70.1	1-2号棟	110,000	0.7856
		60.7	1-2号棟	95,200	0.7856
		55.3	1-2号棟	93,500	0.7910
		70.1	3号棟	106,100	0.7856
		60.7	3号棟	91,800	0.7856
		55.3	3号棟	91,100	0.7910
		60.1	3号棟	91,000	0.7856
		41.6	3号棟	62,600	0.7856
第10号市営住宅	奈良市古市町	42.7	127-141	17,700	0.7138
		55.4	143-157	26,600	0.7138
		58.8	158-164	28,000	0.7138
		58.8	165-188	28,200	0.7138
		74.6	1-23	90,100	0.7226
		74.6	24-35	87,600	0.7226
		74.9	36-62	87,000	0.7226
		74.9	63-66	87,800	0.7226
		74.9	67-102	90,500	0.7226
		75.0	103-112	88,300	0.7226
		74.9	113-118	84,800	0.7226
		74.9	119-124	96,800	0.7226
		74.8	125-128	97,200	0.7226
		74.8	129-134	99,100	0.7226
		74.9	137-138	98,900	0.7226
		74.9	135-136	95,600	0.7226
		75.0	139-140	87,900	0.7226
31.4	1-12	12,600	0.7046		

	奈良市杏町及び 西九条町三丁目	58.8	79-91	26,800	0.7000
		58.8	92-101	31,500	0.7000
		74.8	1-10	84,200	0.7064
		74.9	25-28	85,800	0.7064
		74.9	11-24	84,900	0.7064
		74.9	29-32	85,700	0.7064
		74.9	33-38	88,400	0.7064
		74.9	39-43	88,300	0.7064
		75.0	44-47	89,000	0.7064
		74.9	48-53	88,800	0.7064
		75.0	54-55	82,500	0.7064
		74.9	56-57	94,300	0.7064
		74.9	58-63	88,200	0.7064
		75.0	64-65	82,200	0.7064
		75.1	66-73	94,600	0.7064
		75.0	74-79	96,500	0.7064
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目、 横井二丁目及び 横井五丁目	55.4	76-105	26,800	0.7015
		75.0	1-28	89,700	0.7081
		74.9	39-43	87,100	0.7081
		74.9	29-38	87,700	0.7081
		74.8	44-49	86,000	0.7081
		74.9	50-53	86,100	0.7081
		74.9	54-55	86,800	0.7081
		74.9	56-59	89,600	0.7081
		75.0	60-67	87,300	0.7081
		75.0	68-71	87,500	0.7081
		74.9	72-75	85,000	0.7081
74.9	76-77	96,200	0.7081		
第13号市営住宅	奈良市八条一丁目	58.8	15-20	27,500	0.7000
		58.8	21-30	31,100	0.7000
		74.9	1-8	87,600	0.7064
		75.0	9-14	88,300	0.7064
第14号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目	74.7	101-312	79,900	0.7674
第18号市営住宅	奈良市六条西一丁目	39.9	1号棟	25,800	0.7483
		37.6	2号棟	24,400	0.7483
		42.1	3号棟	23,400	0.7483
		38.7	4号棟	21,600	0.7483
		42.3	5-6号棟	24,200	0.7483
第19号市営住宅	奈良市紀寺町	58.8	52-61	29,900	0.7154
		74.8	101-404	74,500	0.7184
第20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目	60.0	1-4号棟	43,300	0.7956
		65.0	5-9号棟	52,800	0.7956
		55.0	5-9号棟	44,700	0.7956
		45.0	5-9号棟	36,400	0.7956
第21号市営住宅	奈良市油阪町	55.4	201-612	47,100	0.8065
第22号市営住宅	奈良市藺生町	31.5	1~20	8,400	0.6706
		31.5	21~36	8,200	0.6706
第23号市営住宅	奈良市針町	31.5	1~20	7,800	0.6737
		31.5	21~40	8,400	0.6737

西之阪地区 改良住宅	奈良市油阪町及び 西之阪町	47.3	1期	30,900	0.8065
		47.3	2期	30,900	0.8065
		51.1	3期A	43,000	0.8065
		51.1	3期B	43,000	0.8065
横井地区 改良住宅	奈良市横井一丁目及び 横井二丁目	80.0	1	38,200	0.7117
		80.0	4, 5, 10, 11	41,100	0.7117
		80.0	6-8, 13-22	41,700	0.7117
		80.0	2	39,400	0.7104
		80.0	3	41,100	0.7104
		80.0	9, 12	41,700	0.7104
		80.0	23, 26-32	40,100	0.7117
		80.0	24, 25	40,100	0.7104
		80.0	34, 36, 41, 4 5, 48-51	41,000	0.7117
		80.0	35, 37- 39, 43, 46, 5 2-57, 59-65	41,500	0.7117
		80.0	44, 47	41,000	0.7104
		80.0	33, 40, 58	41,500	0.7104
		80.0	88	39,700	0.7117
		80.0	83	40,300	0.7117
		80.0	89, 91	40,900	0.7117
		80.0	66, 70, 78, 8 7, 99	41,400	0.7117
		80.0	67, 69, 71, 7 2, 74, 76, 77 , 79, 84- 86, 90, 92, 9 4-98	42,000	0.7117
		80.0	73, 82, 93	41,400	0.7104
		80.0	68, 75, 80, 8 1	42,000	0.7104
		80.0	105, 106, 10 8, 111	49,600	0.7117
		80.0	100- 103, 109- 115	50,200	0.7117
		80.0	104	49,600	0.7104
		80.0	107	50,200	0.7104
		80.0	207, 212, 21 3, 215	53,500	0.7117
		80.0	201, 203, 20 4, 206, 209- 211, 214, 21 6, 217	54,100	0.7117
		80.0	208	52,300	0.7104
		80.0	202	53,500	0.7104
		80.0	205	54,100	0.7104
		80.0	224	55,600	0.7117
		80.0	221	56,800	0.7117
		80.0	218- 220, 222, 22 3	57,400	0.7117
		80.0	225	57,400	0.7104
80.0	226, 227	59,700	0.7117		

横井地区 小集落改良住宅	奈良市横井一丁目、 横井二丁目及び 横井五丁目	80.0	132, 133	47,900	0.7117
		80.0	116- 127, 129- 131, 134, 13 5	50,200	0.7117
		80.0	128	50,200	0.7104
		80.0	136- 139, 141	49,600	0.7117
		80.0	140	49,600	0.7104
		80.0	143-153	50,500	0.7117
		80.0	154	50,500	0.7104
		80.0	158, 159	50,200	0.7117
		80.0	155- 157, 161, 16 2	50,800	0.7117
		80.0	160	50,800	0.7104
		80.0	163, 167- 172, 176- 178	50,100	0.7117
		80.0	166	49,500	0.7104
		80.0	164, 165, 17 3-175	50,100	0.7104
		80.0	181-186	50,700	0.7117
		80.0	179	50,100	0.7104
		80.0	180	50,700	0.7104
		80.0	187-190	57,400	0.7117
		80.0	191, 193, 19 5, 196	56,300	0.7117
80.0	192	55,700	0.7104		
80.0	194	56,300	0.7104		
横井地区店舗付 改良住宅	奈良市横井二丁目	120.0	3	68,100	0.7117
		120.0	1, 4	68,600	0.7117
		120.0	2	68,600	0.7104
		120.0	5, 6	69,100	0.7117
		120.0	7-9	70,600	0.7104
		124.6	10	84,200	0.7117

古市地区 小集落改良住宅	奈良市古市町	81.0	4	52,700	0.7460
		81.0	1-3, 5, 6	53,400	0.7460
		81.0	20	54,700	0.7460
		81.0	7- 14, 19, 25, 2 6, 39, 40	55,300	0.7460
		81.0	27-36	55,700	0.7460
		81.0	41, 43-45	57,900	0.7460
		81.0	46-47	61,400	0.7460
		83.7	102-109	65,700	0.7460
		82.1	48-71	61,800	0.7460
		82.1	110-113	64,300	0.7460
		82.1	72-79. 82- 101	62,100	0.7460
		82.1	15-17	59,400	0.7460
		82.1	18	60,100	0.7460
		82.1	21, 22	62,000	0.7460
		82.1	114-119	62,000	0.7460
		82.1	128, 129	62,600	0.7460
		82.1	124, 126, 12 7	62,600	0.7460
		82.1	132, 133	63,300	0.7460
		82.1	140, 141	63,300	0.7460
		82.1	80, 81	63,300	0.7460
		82.1	136, 137	63,800	0.7460
		82.1	122, 123	63,300	0.7460
		82.1	138, 139	65,200	0.7460
		82.1	143, 144	62,400	0.7460
		82.1	134, 135	62,400	0.7460
		82.1	130, 131	63,800	0.7460
		82.1	146, 147, 14 8	63,800	0.7460
		82.1	120, 121	62,500	0.7460
82.1	149, 150	63,000	0.7460		
82.1	151, 152	63,000	0.7460		
畑中地区 小規模改良住宅	奈良市船橋町	77.8	101-404	83,900	0.7885
第1号 コミュニティ住宅	奈良市三条本町	53.9	109-611	56,700	0.8404
		65.4	101-619	68,800	0.8404
		74.7	701-1319	78,700	0.8404
第2号 コミュニティ住宅	奈良市紀寺町	74.6	1期	70,300	0.7184
		66.1	1期	62,200	0.7184
		46.3	1期	43,600	0.7184
		74.6	2期	73,200	0.7184
		66.1	2期	64,800	0.7184
		46.3	2期	45,400	0.7184
		74.6	3期	71,100	0.7184
		66.1	3期	63,000	0.7184
西之阪地区 改良住宅 店舗作業場	奈良市西之阪町	23.6	1-3, 5- 8, 10-14	17,200	0.8049
		22.0	15- 17, 19, 23	11,400	0.8049
		22.0	25	14,100	0.8049
		22.0	26-27	19,800	0.8049
		28.0	24	19,500	0.8049
		28.0	25	20,000	0.8049
		28.0	27	21,600	0.8049
横井地区改良店舗	奈良市横井二丁目	55.0	1	27,900	0.7104

(平成28年11月1日揭示済)			工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり) 以下省略 (平成28年11月1日揭示済)			
奈良市告示第712号 次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。 平成28年11月1日 奈良市長 仲川元庸						
1 入札に付する事項 通学路整備工事（富雄川西二丁目地内他・西部第893号線）ほか14件（各工事の工事件名、工事場所、工期、 【居宅介護支援】						
事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970104309	奈良市秋篠町1180-36 カサバルデ 秋篠台102	ケアプランセンターしもたか	京都府相楽郡精華町下狛流口5番地18	株式会社ケアプランセンターしもたか	4130001037421	平成28年10月31日
(平成28年11月1日揭示済)			の規定により、地域密着型サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条の11第2号の規定により公示します。 平成28年11月1日 奈良市長 仲川元庸			
奈良市告示第714号 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項 【地域密着型通所介護】						
事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2990100378	奈良市法蓮町40-7	茶話本舗デイサービス奈良法蓮亭	奈良市白毫寺町835-1第2紀寺ビル2F	株式会社 YOUR NAME	3120101048411	平成28年10月31日
2990100386	奈良市六条2-4-8	茶話本舗デイサービス奈良六条亭	奈良市白毫寺町835-1第2紀寺ビル2F	株式会社 YOUR NAME	3120101048411	平成28年10月31日
(平成28年11月1日揭示済)			の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11第1号の規定により公示します。 平成28年11月1日 奈良市長 仲川元庸			
奈良市告示第715号 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項						
事業所番号	事業所		事業者		指定年月日	
	所在地	名称	法人所在地	法人名		
2990100469	奈良市法蓮町40-7	茶話本舗デイサービス奈良法蓮亭	東京都台東区浅草橋二丁目2番10号カナレビル5階	株式会社日本介護福祉グループ	平成28年11月1日	
2990100477	奈良市六条二丁目4-8	茶話本舗デイサービス奈良六条亭	東京都台東区浅草橋二丁目2番10号カナレビル5階	株式会社日本介護福祉グループ	平成28年11月1日	
(平成28年11月1日揭示済)			平成28年11月1日 奈良市長 仲川元庸			
奈良市告示第716号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。						

1 指定年月日 平成28年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101589	社会福祉法人あゆみの会	631-0811	奈良県奈良市秋篠町1381-1	サポートシステムあゆみ	631-0811	奈良県奈良市秋篠町1388-2	生活介護
2910102074	株式会社ライフイノベーション	630-8452	奈良県奈良市北之庄西町二丁目8番地の13	ライフイノベーション北之庄事業所	630-8452	奈良県奈良市北之庄西町二丁目8番地の13	就労継続支援B型
2910102579	合同会社かぶとむし	631-0012	奈良県奈良市中山町136番地の26	かぶとむし	631-0012	奈良県奈良市中山町136番地の26	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
2910102587	合同会社knot	630-8115	奈良県奈良市大宮町四丁目260-1 シティーコープ新大宮103号	knot	630-8115	奈良県奈良市大宮町四丁目260-1 シティーコープ新大宮103号	就労継続支援A型

(平成28年11月1日掲示済)

指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成28年11月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第717号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

1 廃止年月日 平成28年10月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100227	社会福祉法人あゆみの会	631-0811	奈良県奈良市秋篠町1381-1	オープンスペースAYUMI	631-0811	奈良県奈良市秋篠町1381-1	就労移行支援

(平成28年11月1日掲示済)

奈良市観光経済部農林課内

(平成28年11月2日掲示済)

奈良市告示第718号

奈良農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により告示し、その案を次のとおり縦覧に供します。

当該農業振興地域整備計画の案について意見がある市民は、平成28年12月1日までに市に意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成28年12月16日までに本市にこれを申し出ることができます。

平成28年11月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間
平成28年11月2日から平成28年12月1日まで
- 2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市告示第719号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成28年11月2日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成28年11月2日掲示済)

奈良市告示第720号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により告示します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成28年11月2日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 明治小学校校舎改築その他工事2期
- (2) 工事場所 奈良市北永井町414番地
- (3) 工期 契約の日から平成29年11月30日まで
- (4) 工事概要 建築主体工事一式
電気設備工事一式
機械設備工事一式
- (5) 予定価格 443,750千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限モデル型算出価格 384,781千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年11月2日揭示済)

奈良市告示第721号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により、公告します。

平成28年11月4日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
名称	クラウドソーシングの周知啓発及び就業機会拡大支援業務委託
内容	別添の仕様書に記載のとおり
委託期間	契約締結日から平成29年3月31日まで
委託形式	委託契約

以下省略

(平成28年11月4日揭示済)

奈良市告示第722号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により指定医療機関から事業を辞退した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年11月4日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
ならまちワンネス歯科	奈良県奈良市北風呂町37-1	平成28年10月21日

(平成28年11月4日揭示済)

奈良市告示第723号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年11月4日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成28年4月1日
名称	主たる事務所の所在地		
訪問看護ステーションアンジェロ	奈良県奈良市帝塚山二丁目21番21号		
医療法人 あすか会	奈良県奈良市帝塚山二丁目21番21号		

(平成28年11月4日揭示済)

奈良市告示第724号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規

定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年11月4日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
河崎 健		あんま	平成28年10月12日
龍源堂はり灸マッサージ院	奈良県奈良市七条西町一丁目3番14号		
河崎 健		はり・きゅう	平成28年10月12日
龍源堂はり灸マッサージ院	奈良県奈良市七条西町一丁目3番14号		

(平成28年11月4日揭示済)

奈良市告示第725号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年11月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成28年11月1日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定す

1 公募に付する事項

項目	概要
業務名	地域包括支援センター業務委託
業務内容	介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターとしての機能及びこれに関連する法令等定められた業務 (1) 包括的支援事業 ア 総合相談支援業務 イ 権利擁護業務 ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 エ 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く） オ 地域包括ケアシステムを構築するための事業の充実 (2) 指定介護予防支援事業（介護保険法第8条の2第16項） 支援センターに併設して、指定介護予防支援事業所（介護保険法第115条の22）を設置し、指定介護予防支援事業（予防給付ケアマネジメント）の実施
委託期間	契約日から平成34年3月31日まで
契約形式	業務委託契約
委託予定金額（年間額）	18,360,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

以下省略

(平成28年11月4日揭示済)

奈良市告示第727号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年11月7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

る市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成28年11月4日揭示済)

奈良市告示第726号

公募型プロポーザル方式により地域包括支援センター業務委託事業者を選定するので、次のとおり告示します。

平成28年11月4日

奈良市長 仲川元庸

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
平成28年11月7日
 - 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成28年11月7日揭示済)

奈良市告示第728号

奈良市表彰条例（昭和33年奈良市条例第1号）第7条の

規定に基づき平成28年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

平成28年11月7日

奈良市長 仲川元庸

有功表彰の部（13名）

氏名	住所	事績
玉永 進	奈良市佐紀町	条例第3条第1項第4号
大谷 貞子	奈良市十輪院畑町	条例第3条第1項第5号
菊池 攻	奈良市東笹鉾町	条例第3条第1項第5号
中村 種夫	奈良市寺町	条例第3条第1項第6号
櫛下町 正子	奈良市三条本町	条例第3条第1項第6号
立石 篤男	奈良市神殿町	条例第3条第1項第6号
八木 正一	奈良市疋田町二丁目	条例第3条第1項第6号
今井 良守	奈良市大安寺三丁目	条例第3条第1項第6号
池淵 良博	奈良市平松一丁目	条例第3条第1項第6号
大西 利夫	奈良市川上町	条例第3条第1項第6号
竹田 知弘	奈良市丸山一丁目	条例第3条第1項第6号
廣瀬 章	奈良市東九条町	条例第3条第1項第6号
伊藤 俊子	奈良市出屋敷町	条例第3条第1項第6号

功労表彰の部（57名、内3名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
田中 喜隆	奈良市月ヶ瀬石打	条例第4条 第1号
奥西 喜代照	奈良市月ヶ瀬桃香野	条例第4条 第1号
本田 三恵	奈良市学園南三丁目	条例第4条 第1号
菊岡 泰政	奈良市中新屋町	条例第4条 第1号

氏名	住所	事績
桶谷 陸	吉野郡 吉野町	条例 第4条 第1号
森 吉三郎	奈良市 後藤町	条例 第4条 第1号
大塩 昭山	奈良市 中町	条例 第4条 第1号
池田 アヤ子	奈良市 角振町	条例 第4条 第1号
河野 克典	奈良市 学園大和町六丁目	条例 第4条 第1号
伊藤 繁雄	奈良市 山陵町	条例 第4条 第1号
志鷹 猛	葛城市	条例 第4条 第1号
福本 昇	奈良市 六条二丁目	条例 第4条 第1号
松田 重子	奈良市 松陽台三丁目	条例 第4条 第3号
高松 義直	奈良市 奥芝町	条例 第4条 第3号
高田 恵子	奈良市 南市町	条例 第4条 第3号
中村 雅宥	奈良市 古市町	条例 第4条 第3号
土井 実	奈良市 東九条町	条例 第4条 第3号
小坂 純久	奈良市 五条西一丁目	条例 第4条 第3号
細尾 順一	奈良市 七条東町	条例 第4条 第3号
河合 春樹	奈良市 南半田西町	条例 第4条 第4号
岸本 安弘	奈良市 五条一丁目	条例 第4条 第4号
谷口 訓子	奈良市 中登美ヶ丘一丁目	条例 第4条 第4号
大波 和彦	生駒市	条例 第4条 第4号
林 秀茂	奈良市 般若寺町	条例 第4条 第4号
小西 英玄	奈良市 角振町	条例 第4条 第4号
吉田 育弘	奈良市 西木辻町	条例 第4条 第4号
川口 博子	奈良市 登美ヶ丘三丁目	条例 第4条 第4号
泉 秀行	北葛城郡 上牧町	条例 第4条 第4号
屋鋪 美紀	奈良市 法蓮町	条例 第4条 第4号
藤井 朝子	奈良市 青野町二丁目	条例 第4条 第4号

氏名	住所	事績
窪田 喜彦	奈良市 阪原町	条例 第4条 第5号
須蒲 俊介	奈良市 広岡町	条例 第4条 第5号
吉田 賢司	奈良市 米谷町	条例 第4条 第5号
新井 康弘	奈良市 七条一丁目	条例 第4条 第5号
今西 正人	奈良市 宝来四丁目	条例 第4条 第5号
山下 博司	奈良市 古市町	条例 第4条 第5号
中西 卓朗	奈良市 四条大路一丁目	条例 第4条 第5号
若林 芳文	奈良市 南永井町	条例 第4条 第5号
上田 祐輔	奈良市 三碓五丁目	条例 第4条 第5号
小倉 公一	奈良市 法蓮町	条例 第4条 第5号
更科 光	奈良市 白毫寺町	条例 第4条 第5号
有馬 純	奈良市 北登美ヶ丘四丁目	条例 第4条 第6号
樽井 登	奈良市 三条町	条例 第4条 第6号
更谷 修造	奈良市 西大寺芝町二丁目	条例 第4条 第6号
安田 中一	京都府 相楽郡精華町	条例 第4条 第6号
中村 純子	奈良市 鶴舞西町	条例 第4条 第6号
鹿川 みち代	奈良市 東木辻町	条例 第4条 第6号
中島 節子	奈良市 富雄川西一丁目	条例 第4条 第6号
待夜 晴子	奈良市 六条一丁目	条例 第4条 第6号
中村 佐枝子	奈良市 西紀寺町	条例 第4条 第6号
中井 澄子	奈良市 西登美ヶ丘三丁目	条例 第4条 第6号
森井 直之	奈良市 紀寺町	条例 第4条 第6号
堀内 敬子	奈良市 西ノ京町	条例 第4条 第6号
乾 則子	奈良市 田中町	条例 第4条 第6号

善行表彰の部（5名、内1名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
岩本 潤三	奈良市 右京四丁目	条例 第5条 第1号
森田 功	奈良市 高天町	条例 第5条 第1号
神先 喜明	奈良市 学園中四丁目	条例 第5条 第3号
高橋 晃子	奈良市 学園中一丁目	条例 第5条 第3号

(平成28年11月7日揭示済)

奈良市告示第729号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年11月8日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- 業務名 嘱託登記業務委託（月ヶ瀬尾山地区内・尾山西浦線）
- 業務場所 奈良市月ヶ瀬尾山地区内
- 業務期間 契約の日から平成29年3月31日まで
- 業務概要 嘱託登記業務一式
- 予定価格 12,580円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 最低制限価格 7,548円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年11月8日揭示済)

奈良市告示第730号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年11月8日

奈良市長 仲川元庸

平成28年度端末機器等の賃貸借にかかる一般競争入札については、奈良市契約規則及び関係法令に定めるものの他、本入札説明書によるものとし、入札を希望する企業及び団体（以下「事業者」という。）は、熟読のうえ入札すること。

1 事業概要

本業務は、本市で使用する業務用パソコン、プリンタ（以下端末機器）等の長期安定稼働及び大量一括導入によるコスト削減を目的とし、一般競争入札による調達を

行うものである。

2 事業範囲

- 事業名称 平成28年度端末機器等の賃貸借
- 調達する端末機器
 - ノート型パーソナルコンピュータ
 - デスクトップ型パーソナルコンピュータ
 - 高速レーザプリンタ
 - 省スペース型高速レーザプリンタ
 - その他関連機器
- 展開スケジュールの調整 展開スケジュールの作成・調整
- 端末機器の設計・設定作業 マスタイメージの作成、動作確認用端末の作成、端末機器作成手順書の作成、各端末機器の設定（個別設定を含む。）等
- 端末機器の設置作業 端末機器等の設置作業（配線・ネットワーク接続設定（無線LAN設定含む。）、プリンタ接続、プリンタサーバ登録作業含む。）、現行端末機器に導入されているソフトウェアの移行、機器の識別用ラベルの作成・貼付、端末設置後の動作確認等
- 端末機器の回収作業 入替対象端末の回収、データ消去作業等、入替対象プリンタの廃棄
- 成果物作成・端末機器配布作業 成果物（管理台帳）作成、及び設置部署への配布等
- 保守・サポート 端末機器等の保守（オンサイトを含む。）等

以下省略

(平成28年11月8日揭示済)

奈良市告示第731号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により柚ノ川町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年11月9日

奈良市長 仲川元庸
変更があった事項及びその内容

1回目

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市杣ノ川町 368番地	奈良市杣ノ川町 649番地の2
代表者の氏名及び住所	茶谷 隆行 奈良市杣ノ川町 368番地	今窪 清美 奈良市杣ノ川町 649番地の2

変更年月日 平成27年4月26日

2回目

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市杣ノ川町 649番地の2	奈良市杣ノ川町 15番地
代表者の氏名及び住所	今窪 清美 奈良市杣ノ川町 649番地の2	笹尾 豊 奈良市杣ノ川町 15番地

変更年月日 平成28年4月24日

(平成28年11月9日揭示済)

奈良市告示第732号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域を次のとおり変更します。

平成28年11月10日

奈良市長 仲川元庸

1 変更の年月日

平成29年1月16日

2 街区の区域の変更

- ・西大寺南町と西大寺国見町一丁目の各一部

別図1を別図2に示すとおり変更します。

別図省略

(平成28年11月10日揭示済)

奈良市告示第733号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年11月10日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成28年11月10日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅

周辺周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年11月10日揭示済)

奈良市告示第734号

このたび、本市が施行予定の土地改良事業の申請をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、次の事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、この事業の施行に係る受益地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により平成28年11月25日までに奈良市農業委員会に申し出てください。

平成28年11月10日

奈良市長 仲川元庸

計画の概要

- (1) 事業名 水と農地活用促進事業 頭首工
- (2) 事業の目的 取水・排水機能の回復
- (3) 所在地及び現況 奈良市柳生下町地内 頭首工
- (4) 基本計画 頭首工整備工 1基
- (5) 概算事業費 4,000,000円
- (6) 事業の効果 取水・排水に伴う農業者の管理負担軽減及び農用地の利用向上が図れる。
- (7) 他事業との関係 無
- (8) 計画概要図 別紙参照

別紙省略

(平成28年11月10日揭示済)

奈良市告示第735号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成28年11月10日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成28年11月10日揭示済)

奈良市告示第736号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年11月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成28年11月14日揭示済)

奈良市告示第737号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成28年11月14日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市あやめ池北二丁目4番15号
申請者氏名	株式会社 ヒラサワ住宅 代表取締役 金岡 正樹
道路の位置	奈良市法蓮町701番1及び702番3の各一部
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	13.92m
指定年月日	平成28年11月14日
指定番号	第H2808号

(平成28年11月14日揭示済)

奈良市告示第738号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成28年11月15日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市柏木町519番地の21
申請者氏名	有限会社 若狭住宅 代表取締役 濱岸 邦雄
道路の位置	奈良市奈良阪町2290番2、2301番4、 2304番3及び2301番1の一部
道路の幅員	最大7.00m 最小5.00m
道路の延長	32.06m
指定年月日	平成28年11月15日
指定番号	第H2814号

(平成28年11月15日揭示済)

奈良市告示第739号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成28年11月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 明治小学校校舎改築その他工事2期に伴う工事監理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市北永井町414番地
- (3) 業務期間 契約の日から平成29年11月30日まで
- (4) 業務概要 工事監理業務委託一式
延べ床面積 校舎 1136.13㎡
自転車置場 7.85㎡
渡り廊下 13.12㎡
建築主体工事一式 電気設備工事一式
機械設備工事一式 既設改修工事一式
仮設渡り廊下工事(昇降口含む)一式
仮設便所新設工事一式
外構整備工事一式
既設校舎解体撤去工事一式
- (5) 予定価格 11,345千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 8,700千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年11月15日揭示済)

奈良市告示第740号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成28年11月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

二条線及び油阪佐保山線街路改良工事ほか8件(各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

以下省略

(平成28年11月15日揭示済)

奈良市告示第741号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成28年11月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

測量設計業務委託（月ヶ瀬長引地内・尾山ロマントピア線）（各業務の業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

（平成28年11月15日揭示済）

奈良市告示第742号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年11月15日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成28年11月15日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成28年11月15日揭示済）

奈良市告示第743号

平成28年奈良市告示第214号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成28年11月15日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

（平成28年11月15日揭示済）

奈良市告示第744号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告いたします。

平成28年11月16日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 奈良市「柳生街道」多言語対応リーフレット及びポスター製作業務

(2) 詳細 別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間 契約締結日から平成29年3月21日（火）まで

(4) 担当課 奈良市総合政策部奈良ブランド推進課
電話 0742-34-5172

以下省略

（平成28年11月16日揭示済）

奈良市告示第745号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告いたします。

平成28年11月16日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 柳生街道観光統計調査業務

(2) 詳細 別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間 契約締結日から平成29年3月21日（火）まで

(4) 担当課 奈良市総合政策部奈良ブランド推進課
電話 0742-34-5172

以下省略

（平成28年11月16日揭示済）

奈良市告示第746号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年11月16日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年10月20日 奈良市指令都整開 第15A-26号

平成28年6月30日 奈良市指令都整開

第15A-26-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成28年11月16日 第1546号

公共施設 平成28年11月16日 第738号

3 開発区域に含まれる地域

（Ⅱ工区）

奈良市左京五丁目3番2及び3番3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市淀川区宮原一丁目6番1号

セキスイハイム近畿株式会社

代表取締役 八木 健次

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市左京五丁目3番2の一部及び3番3の一部

(2) 下水道

奈良市左京五丁目3番2の一部及び3番3の一部

(3) 公園

奈良市左京五丁目3番2の一部

(4) 防火水槽

奈良市左京五丁目3番2の一部

（平成28年11月16日揭示済）

奈良市告示第747号

奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年11月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱の一部を改正する告示

奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱(平成14年奈良市告示第401号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「指定情報処理機関サーバ」を「機構サーバ、認証業務連携サーバ」に、「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に、「委任都道府県知事(法第30条の10第3項に規定する委任都道府県知事をいう。)」を「都道府県知事」に、「指定情報処理機関(法第30条の10第1項に規定する指定情報処理機関をいう。以下同じ。)」を「地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)」に、「並びに都道府県知事及び指定情報処理機関」を「及び市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務を処理し、並びに市町村長、都道府県知事及び機構」に改め、同条第3号中「CS端末」を「統合端末」に、「及び情報政策課」を「、情報政策課、市民税課、資産税課、納税課、滞納整理課、障がい福祉課、長寿福祉課、国保年金課、福祉医療課、介護福祉課、保育所・幼稚園課、子ども育成課、子育て相談課及び保健予防課」に改め、「入出力用端末機器」の次に「で、公的個人認証サービス(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)に規定する認証業務をいう。)の受付窓口端末の機能を統合した端末」を加える。

第5条第2項中「及び都祁行政センター総務住民課長」を「、都祁行政センター総務住民課長、市民税課長、資産税課長、納税課長、滞納整理課長、障がい福祉課長、長寿福祉課長、国保年金課長、福祉医療課長、介護福祉課長、保育所・幼稚園課長、子ども育成課長、子育て相談課長及び保健予防課長」に改める。

第6条第2項第4号中「文書法制課長」を「総務課長」に改める。

第9条の表住基ネットのデータ等を保管する情報政策課の磁気ディスク室の項中「を保管する情報政策課の磁気ディスク室」を「の保管庫を設置する情報政策課の事務室」に改め、同表サーバ及びネットワーク機器を設置する情報政策課のCPU室の項中「CPU室」を「サーバ室」に、「静脈認証」を「生体認証」に、「電子計算機室」を「サーバ室」に改め、同表CS端末を設置する課、各出張所等の事務室の項中「CS端末」を「統合端末」に、「及び情報政策課長」を「、情報政策課長、市民税課長、資産税課長、納税課長、滞納整理課長、障がい福祉課長、長寿福祉課長、国保年金課長、福祉医療課長、介護福祉課長、保育所・幼稚園課長、子ども育成課長、子育て相談課長及び保健予防課長」に改める。

第11条第1項第2号中「CS端末」を「統合端末」に改め、同項第3号を削り、同条第2項中「並びに」を「及び」に改める。

第12条第2項の表CS端末の項中「CS端末」を「統合

端末」に、「及び情報政策課長」を「、情報政策課長、市民税課長、資産税課長、納税課長、滞納整理課長、障がい福祉課長、長寿福祉課長、国保年金課長、福祉医療課長、介護福祉課長、保育所・幼稚園課長、子ども育成課長、子育て相談課長及び保健予防課長」に改め、同表住民基本台帳カード発行端末の項を削る。

第15条中「さかのぼって」を「遡って」に改める。

第16条第1項中「住基ネットに係る全ての」を「本人確認情報、当該本人確認情報が記録されたサーバに係る帳票、住民基本台帳カード及び個人番号カード等の住基ネットに係る」に、「磁気ディスク」を「磁気記憶媒体」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の情報資産の管理責任者は市民課長、市民サービスセンター所長、西部出張所住民課長、東部出張所所長、北部出張所所長、月ヶ瀬行政センター総務住民課長、都祁行政センター総務住民課長をもって充て、住民基本台帳カード及び個人番号カードを除く情報資産の管理責任者は市民税課長、資産税課長、納税課長、滞納整理課長、障がい福祉課長、長寿福祉課長、国保年金課長、福祉医療課長、介護福祉課長、保育所・幼稚園課長、子ども育成課長、子育て相談課長及び保健予防課長をもって充てる。

第17条中「き損」を「毀損」に改める。

附則

この告示は、平成28年11月16日から施行する。

(平成28年11月16日揭示済)

奈良市告示第748号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成28年11月16日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良県天理市川原城町839番地1
申請者氏名	株式会社 恒心不動産 代表取締役 牧蘭 文彦
道路の位置	奈良市五条西一丁目1202番144の一部
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	22.58m
指定年月日	平成28年11月16日
指定番号	第H2807号

(平成28年11月16日揭示済)

奈良市告示第749号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）
第3条の規定により告示します。

平成28年11月17日

奈良市長 仲川元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成28年 11月11日	殿山 浩平	医療法人新生会 総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目 3番地の3	整形外科 (肢体不自由)
平成28年 11月11日	鍛冶 大祐	市立奈良病院	奈良市東紀寺町 一丁目50番1号	整形外科 (肢体不自由)

(平成28年11月17日揭示済)

奈良市告示第750号

奈良市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年11月17日

奈良市長 仲川元庸

奈良市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱（平成25年奈良市告示第422号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 補助金の額は、別表の中欄に掲げる1日の実施時間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に実施日数を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、1年度につき預かり保育を26日以上実施するときは、当該

合計額に100,000円を加算するものとする。

附 則

この告示は、平成28年11月17日から施行し、この告示による改正後の奈良市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱の規定は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

(平成28年11月17日揭示済)

奈良市告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成28年11月17日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
中第791号線	平松四丁目337番1地先から 平松四丁目360番2地先まで	前	3.59~3.74	20.0	
		後	3.74~4.93	20.0	

(平成28年11月17日揭示済)

奈良市告示第752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成28年11月17日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間	延長 (m) 幅員 (m)	備 考
西部第1140号線	平松四丁目337番1地先から 平松四丁目360番2地先まで	L = 20.0 W = 3.74~4.93	

(平成28年11月17日揭示済)

奈良市告示第753号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成28年11月18日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市六条町113番4		奈良県奈良市法蓮町369番地の1	
申請者氏名	株式会社 栗実住宅 代表取締役 國原 正記		コスモハイツ新大宮406号 鈴木 和美	
道路の位置	奈良市平松四丁目343番7、360番13、 362番1、362番4、364番3の各一部及 び362番3		5 公共施設の種類の、位置及び区域	
道路の幅員	最大4.20m 最小4.00m		(1) 道路	
道路の延長	11.63m		奈良市法華寺町349番の一部及び350番の一部	
指定年月日	平成28年11月18日		(2) 下水道	
指定番号	第H2713号		奈良市法華寺町349番の一部及び350番の一部 (平成28年11月18日揭示済)	
(平成28年11月18日揭示済)				
奈良市告示第754号				
都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。				
なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。				
平成28年11月18日				
奈良市長 仲川 元庸				
1 許可の年月日及び番号				
平成28年8月26日 奈良市指令整開 第16A-23号				
2 検査済証の交付年月日及び番号				
開発行為 平成28年11月17日 第1547号				
公共施設 平成28年11月17日 第739号				
3 開発区域に含まれる地域				
奈良市法華寺町349番及び350番				
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名				
奈良県奈良市法華寺町1078番地				
塚本 むゑ子				
指定施術者の氏名			施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地			
福井 孝真			はり・きゅう	平成28年11月9日
真園鍼灸整骨院	奈良県奈良市大宮町二丁目5 - 2 - 1 F			
(平成28年11月18日揭示済)				
奈良市告示第757号				
次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。				
平成28年11月18日				
奈良市長 仲川 元庸				
1 入札に付する事項				
(1) 件名 奈良市戸籍システム関係機器等賃貸借				
(2) 履行場所				
・奈良市市民生活部市民課内				
(奈良市二条大路南一丁目1番1号 東棟1階)				
・本庁サーバ室内他、「(別添1)入札仕様書」の「(別紙1)設定実施場所一覧」に記載の拠点				
(3) 賃貸借期間				
平成29年3月1日から平成34年2月28日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)				
(4) 内容				
ア 導入機器(ソフトウェアライセンス含む)等の				

賃貸借

- イ 設計 作業計画、システム・運用設計、移行設計
- ウ 設置 機器等の設置、LAN 敷設
- エ 設定 サーバ設定（データ、環境移行含む）、パソコン設定、プリンタ設定

オ 運用保守、サポート ハードウェア・ソフトウェア保守

カ その他付帯業務

(ア) 機器賃貸借期間中の必要な保険については、落札者が付保手続きを行い、保険料は落札者の負担とする。なお、保険証書の写しを提出すること（保険に加入していることがわかるもの）。

(イ) この契約が解除された場合には、本市と協議の上、落札者の負担により速かに物品を撤去することとする。

(ウ) 平成29年度以降において、本契約に係る支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができるものとする。契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、本市にその損害の賠償を請求することができる。損害の賠償額は、本市と協議して定めるものとする。

(エ) 契約は契約期間終了後、本市の必要に応じて賃貸借期間及び保守の延長が可能であること。

なお、業務の詳細については、「(別添1) 入札仕様書」を参照すること。

以下省略

(平成28年11月18日揭示済)

奈良市告示第758号

平成29・30年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領を次のように定める。

平成28年11月21日

奈良市長 仲川元庸

平成29・30年度 奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成29・30年度において、奈良市又は奈良市企業局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市長又は奈良市公営企業管理者が定める契約等の入札に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書（物品購入等）を提出してください。

1 入札に参加する者に必要な資格

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 奈良市の市・県民税（法人においては法人市民税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税（法人においては法人税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。

- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
- (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
- (6) 次のいずれにも該当しないもの

ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）である者。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

2 受付期間及び時間

(1) 受付期間

市内業者	平成28年12月12日（月）～平成28年12月22日（木）※土曜・日曜を除く。
準市内業者 市外業者	平成28年12月1日（木）～平成28年12月22日（木）※土曜・日曜を除く。

※準市内業者…奈良市内に支店または営業所を有する業者

(2) 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

3 受付場所及び申請方法

(1) 受付場所

奈良市役所庁舎北棟6階
第18会議室（持参受付のみ）

(2) 申請方法

市内業者……別表第1の書類をクリアファイルに入れ、持参申請でのみ受け付けます。

準市内・市外業者……別表第1の書類をクリアファイルに入れ、郵送申請でのみ受け付けます。

※1 持参申請の方は、後日入札参加資格審査結果通知書を送付しますので、申請書類と一緒に住所・

業者名・担当者名を明記し82円切手を貼り付けた返信用封筒をお持ちください。

※2 郵送申請は、受付期間最終日までの消印有効とします。また、入札参加資格審査申請書受付票及び入札参加資格審査結果通知書を送付しますので、住所・業者名・担当者名を明記し82円切手を貼り付けた返信用封筒を2通同封してください。(それぞれに切手が必要です)

4 郵送先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所会計契約部契約課 物品入札担当

5 登録有効期間

2年間(平成29年4月1日～平成31年3月31日)

6 その他留意事項

- (1) 各証明書(原本及び写し)は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。
- (2) 使用印鑑届は、実印でなくても結構ですが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので、十分留意してください。
- (3) 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には入札参加資格を保留します。
- (4) この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。
- (5) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- (6) 提出していただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。

7 問い合わせ先

奈良市会計契約部契約課
電話番号0742-34-4743(ダイヤルイン)
奈良市企業局経営部企業総務課入札室
電話番号0742-34-5200(代表)

※申請書1通で、奈良市及び奈良市企業局への登録が可能です。

別表第1

提出書類

書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1 入札参加資格審査申請書 (第1号様式)	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より選択し記入してください。
2 入札参加資格審査申請調書 (第2号様式)	○	○	希望する業種の詳細を記入してください。
3 業者情報及び販売高調書 (第3号様式)	○	○	希望する業種の販売高等を記入してください。
4 契約実績調書 (第4号様式)	○	○	過去2年間の契約実績を記入してください。
5 取扱メーカー調書 (第5号様式)	△	△	代理店・特約店の場合は証明書を添付してください。
6 資格(技術)者等調書 (第6号様式)	△	△	営業に関し、免許・許可・登録・認可等を要する方は様式に記入のうえ、免許等の写しを添付してください。
例一警備業法(昭和47年法律第117号)による認定・営業所設置届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事業の登録、院内清掃認定書、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等			
7 使用印鑑届 (第7号様式)	○	○	奈良市との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
8 委任状 (第8号様式)	△		権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任される場合は提出してください。 (注)委任事項を限定するときは、委任事項中委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば追加してください。
9 印鑑証明書(原本)	○	○	法人…法務局、個人…市町村
10 商業登記履歴事項全部証明書(写し可)	○		法務局が証明するもの
11 納税証明書(写し可) *市内業者・準市内業者 ■市・県民税…2年度分 (法人は法人市民税) ■固定資産税…2年度分 (奈良市課税分) *市外業者 ■個人…所得税 (その3又はその3の2) ■法人…法人税 (その3又はその3の3) ■固定資産税…2年度分 (奈良市課税分)	○	○	市内業者・準市内業者 平成27・28年度分の市・県民税(法人においては法人市民税 入札参加資格審査申請時において平成28年度分が確定していない場合は、平成26・27年度分)及び平成27・28年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ) 市外業者 所得税(法人においては法人税)及び平成27・28年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
12 納付証明書(写し可) ■国民健康保険料…2年度分 (本市の国民健康保険料を賦課された者)		○	平成27・28年度分の国民健康保険料 (国保年金課で証明)
13 調査票	○	○	
14 誓約書	○	○	
15 入札参加資格審査申請書受領書 (第9号様式)	○	○	あらかじめ、所在地・商号又は名称・代表者氏名を記入しておいてください。
(注) ・○印は、必ず提出するもの。 ・△印は、必要な方が提出するもの。 ・提出書類は、クリアファイル(A4)に入れて提出してください。			

別表第2及び別記様式省略

(平成28年11月21日揭示済)

奈良市告示第759号

平成29年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定める。

平成28年11月21日

奈良市長 仲川元庸

平成29年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成29・30年度(平成29年度)において、奈良市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市外業者(市内に建設業法(昭和24年法律第100号)等に基づく本店及び支店等を有しない者)については、今回は基準年受付となり、平成29・30年度の2年間の有効期間となります。なお、市内業者(市内に建設業法等に基づく本店を有する者)及び準市内業者(市内に建設業法等に基づく支店等を有する者)については、追加年受付となり、平成29年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成28年2月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で、復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税(法人においては法人市民税)及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税(法人においては法人税)及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 奈良市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入有無欄において、「有」又は「除外」と表示されている者。
- (6) 次のいずれにも該当しないもの

ア 役員等(法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ)である者。

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者

の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

2 受付期間

平成29年2月15日(水)から平成29年2月28日(火)まで(土・日曜日を除く。)

※郵送分については、平成29年2月1日(水)から受付します。

3 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

4 受付場所

奈良市役所庁舎北棟5階 契約課
<問い合わせ先>奈良市 会計契約部 契約課
電話番号 0742-34-4743

5 申請方法

- (1) 市内業者は持参受付に限ります。後日、入札参加資格審査結果通知書を郵送しますので、82円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえお持ちください。
- (2) 準市内業者及び市外業者は、郵送での申請をしてください。郵送受付は平成29年2月28日(火)までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受付票及び入札参加資格審査結果通知書を郵送しますので、82円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえ、2通同封してください。(2通それぞれに切手が必要です。)

6 郵送先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 会計契約部 契約課 工事入札担当

7 登録有効期間

- (1) 市内業者・準市内業者 1年間(平成29年度)
- (2) 市外業者 2年間(平成29・30年度)

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には入札参加資格を保留します。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、事実確認を行ったうえ、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 各証明書(原本及び写し)は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。
- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた

<p>場合は、その都度、会計契約部契約課に変更届を提出してください。</p> <p>(5) 提出書類は、紐とじ又はファイルとじにして提出してください。(項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載)</p> <p>(6) 提出いただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。</p> <p>(7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類</p> <p><市内業者> (市内に建設業法に基づく本店を有する者)</p> <p>(各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)</p>	<p>を提出していただく場合があります。</p> <p>10 提出書類 次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。</p> <p>(1) 建設業者 建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)を受けている者</p>
<p>① 入札参加資格審査申請書(第1号様式) *経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受審した9業種(土木一式、建築一式、電気、管、舗装、塗装、防水、造園及び解体)については、最大3業種までの申請となります。</p> <p>② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)</p> <p>③ 従業員名簿(第5号様式)</p> <p>④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)</p> <p>⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(2年分)(写し)</p> <p>⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第7号[経営業務の管理責任者証明書](写し)</p> <p>⑦ 建設業許可申請書のうち、別紙四、様式第8号、様式第8号(1)又は(2)[専任技術者一覧表・専任技術者証明書](写し)</p> <p>⑧ 建設業許可通知書又は証明書(写し)</p> <p>⑨ 印鑑証明書(原本)(法人・個人)</p> <p>⑩ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)</p> <p>⑪ 納税証明書(写し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人 平成27・28年度分の市・県民税及び平成27・28年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ) ・法人 平成27・28年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成28年度分が確定していない場合は、平成26・27年度分)及び平成27・28年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ) <p>⑫ 国民健康保険料納付証明書(写し)(個人業者のみで平成27・28年度分)</p> <p>⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し) (奈良市企業局での証明で該当者のみ平成27年4月～平成28年9月分)</p> <p>⑭ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務付けられているとき)</p> <p>⑮ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(<u>労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。</u>)</p> <p>⑯ 調査票</p> <p>⑰ 誓約書</p> <p>⑱ 入札参加資格審査申請書受付票 (紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)</p> <p>※ 官公需適格組合(事業協同組合の場合)については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿(組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの)及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。</p>	

<準市内業者> (市内に建設業法に基づく支店等を有する者)
(各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

- ① 入札参加資格審査申請書(第2号様式)
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)
(平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(2年分)(写し)
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書又は証明書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)(写し)
[営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分]
- ⑦ 委任状(原本)(営業所等に権限を委任する場合に限る。)
- ⑧ 印鑑証明書(原本)(法人・個人)
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
- ⑩ 納税証明書(写し)
 - ・個人 平成27・28年度分の市・県民税及び平成27・28年度分の固定資産税
(奈良市で課税されている場合のみ)
 - ・法人 平成27・28年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成28年度分が確定していない場合は、平成26・27年度分)及び平成27・28年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)
(奈良市企業局での証明で該当者のみ平成27年4月～平成28年9月分)
- ⑫ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務付けられているとき)
- ⑬ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
- ⑭ 調査票
- ⑮ 誓約書
- ⑯ 入札参加資格審査申請書受付票
(紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)

<市外業者> (市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者)
(各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

- ① 入札参加資格審査申請書(第2号様式)
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)
(平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)
 - ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(2年分)(写し)
 - ⑤ 営業所一覧表
 - ⑥ 建設業許可通知書又は証明書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)(写し)
[営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分]
 - ⑦ 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る。)
 - ⑧ 印鑑証明書(原本)(法人・個人)
 - ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
 - ⑩ 所得税(法人においては法人税)及び固定資産税に係る納税証明書(写し)
 - ・個人 (その3)又は(その3の2)様式及び平成27・28年度分の固定資産税
(奈良市で課税されている場合のみ)
 - ・法人 (その3)又は(その3の3)様式及び平成27・28年度分の固定資産税
(奈良市で課税されている場合のみ)
 - ⑪ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務付けられているとき)
 - ⑫ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
 - ⑬ 調査票
 - ⑭ 誓約書
 - ⑮ 入札参加資格審査申請書受付票
(紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

1. 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
2. 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
3. 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）

4. 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
5. 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
6. その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第3号様式の1・第3号様式の2）
 - ② 業態調書（業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。）
 - ③ 技術職員名簿
 - ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）
 - ⑤ 財務諸表（直近1年度分）
 なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者にあつては、現況報告書を必ず提出すること。
 - ⑥ 営業所一覧表
 - ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
 - ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人）
 - ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑩ 納税証明書（写し）
 - ・市内業者及び準市内業者
 - 個人 平成27・28年度分の市・県民税及び平成27・28年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - 法人 平成27・28年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成28年度分が確定していない場合は、平成26・27年度分）及び平成27・28年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・市外業者
 - 所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
 - 個人（その3）又は（その3の2）様式及び平成27・28年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - 法人（その3）又は（その3の3）様式及び平成27・28年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ⑪ 国民健康保険料納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成27・28年度分）
 - ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）
 （奈良市企業局での証明で該当者のみ平成27年4月～平成28年9月分）
 - ⑬ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑭ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
 - ⑮ 調査票
 - ⑯ 誓約書
 - ⑰ 入札参加資格審査申請書受付票
 （紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

(3) 建設工事関係の物品供給業者（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第4号様式）
 - ② 取扱品目一覧表
 - ③ 年間平均取扱高・製造高（販売・納入先等実績）、経営規模（自己資本金、職員数、営業年数）等を示す書類
 - ④ 印鑑証明書（原本）（法人・個人）
 - ⑤ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑥ 納税証明書（写し）
 - ・市内業者及び準市内業者
 - 個人 平成27・28年度分の市・県民税及び平成27・28年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - 法人 平成27・28年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成28年度分が確定していない場合は、平成26・27年度分）及び平成27・28年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・市外業者
 - 所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
 - 個人（その3）又は（その3の2）様式及び平成27・28年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - 法人（その3）又は（その3の3）様式及び平成27・28年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ⑦ 国民健康保険納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成27・28年度分）
 - ⑧ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ平成27年4月～平成28年9月分）
 - ⑨ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑩ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
 - ⑪ 調査票
 - ⑫ 誓約書
 - ⑬ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

別記様式省略

（平成28年11月21日揭示済）

奈良市告示第760号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年11月21日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

（平成28年11月21日揭示済）

奈良市告示第761号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年11月21日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成28年11月20日
 - 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

（平成28年11月21日揭示済）

奈良市告示第762号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年11月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成28年11月22日揭示済)

奈良市告示第763号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により北之庄町第二自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年11月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	佐藤 都久 奈良市北之庄町 53番地の2 若草マンション 402号	田中 武知 奈良市北之庄町 53番地の2 若草マンション 214号

- 2 変更の年月日
平成28年5月22日

(平成28年11月22日揭示済)

奈良市告示第764号

平成28年11月30日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成28年11月23日

奈良市長 仲川元庸

(平成28年11月23日揭示済)

奈良市告示第765号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年11月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成28年11月22日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成28年11月25日揭示済)

奈良市告示第766号

奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年11月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市子育て短期支援事業実施要綱(平成7年奈良市告示第395号)の一部を次のように改正する。

第2条中「保育所」の次に、「ファミリーホーム」を加え、「施設」を「実施施設」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、実施施設が児童の居住地から遠方にあるその他実施施設において必要な養育・保護を行うことが困難であるときは、実施施設は、あらかじめ登録した保育士又は市長が適当と認めた里親(以下「里親等」という。)に更に委託することができる。

第3条中「施設」を「実施施設又は里親等の居宅」に改める。

第6条第1項及び第4項中「施設」を「実施施設」に改める。

第7条中「施設」を「実施施設又は里親等の居宅」に改める。

第8条中「施設」を「実施施設の長」に改める。

第10条中「施設」を「実施施設」に改める。

別記第2号様式中「施設に児童の送迎時に直接」を「実施施設に」に改める。

附 則

この告示は、平成28年12月1日から施行する。

(平成28年11月28日揭示済)

奈良市告示第767号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年11月29日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成28年11月28日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成28年11月29日揭示済)

奈良市告示第768号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築

基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成28年11月29日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市八条一丁目814番地の5
申請者氏名	株式会社 フォレストホーム 代表取締役 森本 勝博
道路の位置	奈良市法華寺町1270番地の一部
道路の幅員	最大8.00m 最小8.00m
道路の延長	8.00m
指定年月日	平成28年11月29日
指定番号	第H2812号

(平成28年11月29日揭示済)

奈良市告示第769号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年11月30日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成28年 6月28日 奈良市指令整開 第16A-8号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成28年11月30日 第1548号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市東登美ヶ丘六丁目1614番6、1614番7、1614番8、1614番9、1614番10、1614番11及び1614番12
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西大寺国見町一丁目4番1-1号
大和ハウス工業株式会社 奈良支店
支配人 井上 富重

(平成28年11月30日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

平成28年11月16日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 柿 本 元 気
同 東久保 耕 也
奈 監 第 47 号

平成28年11月14日

請求人

A 外4名

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 柿 本 元 気
同 東久保 耕 也

住民監査請求の結果について（通知）

平成28年9月15日付けで提出のあった住民監査請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

- 監査対象部局
奈良市市民生活部新斎苑建設推進課及び財務部財政課
- 請求人の証拠の提出及び陳述
地方自治法第242条第6項の規定により、平成28年10月3日に新たな証拠の提出を受け、同月4日に陳述の聴取を行い、同月25日に新たな証拠の追加提出を受けた。
- 関係職員の陳述
平成28年10月4日及び同月24日に、関係職員の陳述の聴取を行った。
- 請求の要旨
請求人が請求している要旨は、次のとおりである。

請求の要旨

- 財務会計上の行為
奈良市長仲川元庸が、平成28年3月奈良市議会が否決した新斎苑整備事業に関する第三者評価に係る費用を予備費から流用（充当）したこと。
- その行為の違法性
地方自治法第217条第2項によれば、予備費は、「議会の否決した費途に充てることができない」と規定されており、同法に違反する。
さらに、東京高等裁判所平成15年12月10日判決にあるように、市議会が予算案から全額削除した事業の費途に充てる予算の流用は違法であり、住民の市長個人に対する損害賠償請求が容認された事例もある。
- その結果奈良市に与えている、あるいは与えると予想される損害：平成28年7月29日市長決裁にある「第三者評価について」に係る600千円である。
- 請求する措置は、上記予備費流用（充当）金額の執行の差し止め、及び執行金額の返金。

上記請求要旨の説明

新斎苑建設計画に係る予算については、平成28年3月25日奈良市議会定例会において、「現時点で計画を進めることは認められず、このための経費については認めることができない。」として否決されたものである。

また、市長がこれを不満として再議（一般的拒否権の行使）に付したものの、同年3月30日の定例会にお

いて、3分の2の議員による反対により横井町山林での建設に関わる予算の使用は行ってはならないことが確定したのである。

事実証明書にもあるように、諸判決においても議会の否決した事案について予算を流用することは違法であるから、仲川市長決裁による予備費流用（充当）金額の執行の差し止め、及び執行金額の返金を行うべく勧告するよう求めるものである。

5 監査対象事項

第三者評価に係る財務会計上の行為の先行行為である予備費充当が違法であるかどうかについて監査した。

6 市の見解

請求人の請求に対する市の見解は、次のとおりである。

第三者評価については、これまで実施した、もしくは、現在実施中の土砂災害などの調査事業（土質調査、地質状況調査、斜面安定解析調査）について、その調査内容や報告書に納得できないという地元住民や議員の方々に対し、その不安払しょくを目的とした補完的調査を行うものであり、当初予算で削減された、いわゆる建設に向けた事業（アクセス道路・橋梁予備設計等業務や新斎苑アドバイザー業務など）には含まれず、また、議会が修正可決した主張にも反しないものと認識しております。

これらのことから、地方自治法第217条第2項「予備

費は議会の否決した費途には充てることはできない」との規定には抵触するものではなく、予備費を充当して実施する当該事業は問題ないと認識しています。

また、当該事業は、早急に住民の皆様へ計画地の安全性に対する不安を払しょくする必要があること、また、議員の皆様にも結果を早急に報告する必要があると考え、直近の9月議会での報告を考えておりました。また、追加調査を指摘された場合にも、早急に対応する必要があると判断したところから、9月議会や臨時議会での補正予算での対応ではなく予備費での対応とさせていただきます。

7 事実関係

関係職員からの陳述等による事実関係は、次のとおりである。

(1) 平成28年3月議会に提出された平成28年度一般会計予算は、組み替えを求める動議及び修正動議が提出され、平成28年3月30日付けで修正動議どおり可決された。なお、同可決に先立ち、同月25日付けで請願第7号「横井町の山林」への新火葬場建設計画の白紙撤回を求める請願書が採択された。

(2) 平成28年度奈良市一般会計予算における新斎苑整備事業の当初予算案及び修正可決された予算額は次のとおりである。

(単位：千円)

項 目	節（細節）	当初予算案	修正後予算
環境影響評価業務委託	委託料	29,000	29,000
アクセス道路橋梁予備設計他設計業務委託	委託料	28,000	0
都市計画審議会資料作成業務委託	委託料	1,600	0
先進地視察諸業務委託	委託料	2,500	0
新斎苑アドバイザー業務委託	委託料	12,000	0
不動産鑑定業務	手数料	1,854	0
アドバイザー業務選定委員ほか	報酬	350	0
地元自治会等先進地視察ほか	旅費	684	0
事業説明会会場使用料ほか	使用料及び賃借料	357	0
事務用消耗品	消耗品費	499	0
郵便代	通信運搬費	36	0
印刷製本（図面印刷等）	印刷製本費	112	0
会議賄	食糧費	8	0
計		77,000	29,000

(3) 平成27年3月議会でも可決された新斎苑整備事業の債務負担行為の予算上の内容及び設定年度における契約状況は次のとおりである。

事 項	期 間	限 度 額
新斎苑環境評価業務委託	平成27年度から 平成28年度まで	千円 32,000

(単位：円)

締結日	事項	契約金額
平成27年7月30日	新斎苑整備事業環境影響評価業務委託(当初契約)	21,060,000
平成27年10月1日	同上(変更契約)	3,079,080
平成28年2月5日	確認書	記載なし
計		24,139,080

なお、新斎苑整備事業環境影響評価業務委託の予算として、平成27年度は0円であったが、平成28年度には上記(2)のとおり2,900万円が予算措置された。

- (4) 平成27年度奈良市一般会計補正予算(第5号)における新斎苑整備事業の平成28年度繰越明許費2,200万円は、平成28年3月25日付けで原案どおり可決された。その内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

項目	節(細節)	繰越額
用地測量業務委託	委託料	16,000
斜面安定解析調査業務委託	委託料	6,000
計		22,000

なお、新斎苑建設推進課の事務経費については、上記(2)のとおり予算措置されなかったため、平成28年5月16日に、新斎苑建設推進課から財政課に対し、予算の流用要求が行われ、同日付けで予算の流用が決定された。その内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

	節(細節)	流用額
流 用 先	消耗品費	454
	印刷製本費	112
	通信運搬費	34
	計	600

(単位：千円)

	節(細節)	流用額
流 用 元	委託料	△600
	計	△600

- (5) 市は、既に実施した調査あるいは調査中である合計3件の調査(地質状況調査、土質調査及び斜面安定解析調査)について、専門家である京都大学の教授等に客観的な第三者評価を依頼すること及び予備費から充当することを、平成28年7月29日付けで市長決裁された。予備費から充当された60万円の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

項目	節(細節)	繰越額
指導相談謝礼(3人分)	報償費	521
市外旅費(勤務地からの交通費)	旅費	23
事務用消耗品費	消耗品費	51
有料道路通行料(打合せ用)	使用料及び賃借料	5
計		600

8 監査委員の判断

住民監査請求に基づく監査及び勧告に係る決定は、地方自治法第242条第8項において、監査委員の合議によるものと規定されている。

本件監査請求については、審議の結果、合議に至らなかったため、監査の結果を出すことはできなかった。

なお、参考までに監査委員の見解について以下に付記する。

(1) 請求に理由がないとする見解

市が新斎苑建設候補地とする「横井町の山林」における平成28年度予算は、当初予算案ではなく修正案で

可決された。議会が否決した費途は、前記事実関係(2)のとおり、アクセス道路橋梁予備設計他設計業務委託、新斎苑アドバイザリー業務委託及び都市計画審議会資料作成業務委託等であった。

今回、市が実施した第三者評価は、既に平成27年度に実施した調査あるいは平成28年度に予算措置され調査中である合計3件の調査に対し、知見を有した専門家である大学教授等に客観的な評価を依頼したものであって、予備費から充当した費途は、前記事実関係(5)のとおり、大学教授等に対する指導相談謝礼等であり、地方自治法第217条第2項に規定されている「議会が

否決した費途」に充てたものではない。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、本件監査請求は棄却する。

(意見)

予備費の予算措置については、予備費を設けることについての議決であって、具体的な支出を承認する意

(2) 請求に理由があるとする見解

味を持つものではなく、あくまでも予備費は予算の事前議決原則の例外であり、例外はできるだけ狭く限定的に解釈していくべきであると言われている。今回の予備費充当については、それ自体が違法であるとは言えないものの、今後とも、議会や市民に理解が得られるよう十分な説明を行うことを強く望むものである。

＜①新斎苑推進計画に係る事業＞

＜②議会が否決した具体的な項目＞

- アクセス道路橋梁予備設計他設計業務委託
- 新斎苑アドバイザー業務委託
- 都市計画審議会資料作成業務委託

等

＜③予備費を流用した項目＞

- 新斎苑整備事業に関する第三者評価

＜④既に債務負担行為を設定し業務委託を行っていたため可決された項目＞

- 環境影響評価業務委託

本件を監査するうえで「議会が否決した費途」が、どこまでの範囲を指すのかが論点となる。仮に②に含まれる具体的な項目そのもののみを範囲とした場合、首長は一度否決された予算であっても項目の名称を少し変えるだけで予備費を流用できることになり、地方自治法第217条第2項の精神は有名無実なものになってしまう。それでは議会制民主主義の根本が揺らぎかねない。

地方自治法第138条の2「普通地方公共団体の執行機関は、(中略) 予算その他の議会の議決に基づく事務(中略)を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」を併せて考えた場合、首長は否決された費途の範囲について、議会の意図を誠実にまた客観的、常識的に判断すべきものであると言える。

平成28年3月25日奈良市議会定例会において議会は「現時点で計画を進めることは認められず、このための経費については認めることができない。」との意思を示して新年度予算にかかる新斎苑関連予算を事実上否決したのであり、また、それに先立ち議会は請願第7号「横井町の山林」への新火葬場建設計画の白紙撤回を求める請願書を採択している。これらを併せて考えると、費途の範囲は④を除く①全部であると解することが誠実かつ妥当である。現に平成28年5月16日開催の総務委員会において向井副市長は、3月定例会の議決の認識を問われ「地元の理解を得るまでは新たな事業をしてはいけない、事業はできないと、こういう趣旨であったと認識しております。」と発言しており、少なくともこの時点で奈良市は、議決以降新斎苑推進計画に係る新規事業はできないとの認識を議会と共有していたのである。

しかるに今回、市が市長の権限に基づき予備費流用により実施した第三者評価は、結果によっては新斎苑建設推進の理由になる重要な新斎苑関連事業であり、3月定例会の議会の決定を無視した市長の予算執行権

の濫用に他ならない。仮に新斎苑推進計画に係る新規事業である第三者評価を行うのであれば、市長は補正予算として議会の同意を得るべきである。

よって本件は地方自治法第217条第2項「予備費は議会の否決した費途に充てることはできない」との規定に抵触し、違法であると判断する。

(平成28年11月16日掲示済)

奈良市監査委員告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年11月28日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同		中	本 勝
同		柿	本 元 気
同		東	久保 耕 也

月ヶ瀬行政センター総務住民課

監査結果公表日 平成26年12月26日

(奈良市監査委員告示第18号)

措置結果通知日 平成28年11月8日

【監査の結果】	【措置の内容】
平成2年に発行した月ヶ瀬村史を販売しているが、奈良市会計規則第8条の規定による同規則別表第1及び別表第2の月ヶ瀬行政センター総務住民課の各欄に掲げる、出納員等へ委任するものとする事務として「所管に係る図書売却代金の収納」の事務が定められていない。適正な事務手続を行われたい。	奈良市会計規則第8条の規定による同規則別表第1及び別表第2の月ヶ瀬行政センター総務住民課の各欄に、出納員等へ委任するものとする事務として「所管に係る図書の売却代金の収納」の事務を平成27年3月31日規則第17号で定め、適正な事務手続を行うよう改めました。

(平成28年11月28日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第15号

奈良市水道メータ計量等委託規程を廃止する規程を次のように定める。

平成28年11月 1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市水道メータ計量等委託規程を廃止する規程
奈良市水道メータ計量等委託規程（昭和43年奈良市水道局管理規程第20号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成28年11月 1日揭示済)

奈良市企業局告示第82号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成28年11月 1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成28年11月 1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成28年11月15日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市疋田町二丁目及び五条町の各一部
- 2-2 公共汚水柵設置のうち、供用を開始する箇所
奈良市 菅野台5047番5、六条緑町二丁目1537番242、法華寺町280番1、280番2

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点	備考
あやめ池南幹線-507	奈良市疋田町二丁目641番	奈良市疋田町二丁目641番	①
西ノ京幹線-31	奈良市五条町162番4	奈良市五条町163番1	②

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地

奈良県浄化センター

(平成28年11月 1日揭示済)

管渠前処理工 一式

5 予定価格 52,596千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限モデル型算出価格 41,679千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年11月15日揭示済)

奈良市企業局告示第83号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成28年11月15日

奈良市公営企業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

- 1 工 事 名 大安寺第1処理分区分管渠改築工事
- 2 工事場所 奈良市杉ヶ町地内
- 3 工事期間 契約日から平成29年3月24日まで
- 4 工事概要 自立管の反転・形成工法による合流式下水道管渠更生工
既設管径600mm L=105.8m
既設管径450mm L=135.8m
ヒューム管改良工 1箇所

奈良市企業局告示第84号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年11月15日

奈良市公営企業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

口径200~100耗配水支管改良工事、奈良市登美ヶ丘二丁目地内 他4件（発注番号、工事名称、工事場所、工期、予定価格及び最低制限基準価格、参加資格等は別表のとおり）

以下省略

(平成28年11月15日揭示済)

奈良市企業局告示第85号

平成29・30年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成28年11月21日

奈良市公営企業管理者
池田 修

以下省略

(平成28年11月21日揭示済)

奈良市企業局告示第86号

平成29年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成28年11月21日

奈良市公営企業管理者
池田 修

平成29年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成29・30年度(平成29年度)において、奈良市企業局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、競争入札に参加しようとされる方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市外業者(市内に建設業法(昭和24年法律第100号)等に基づく本店及び支店等を有しない者)については、今回は基準年受付となり、平成29・30年度の2年間の有効期間となります。なお、市内業者(市内に建設業法等に基づく本店を有する者)及び準市内業者(市内に建設業法等に基づく支店等を有する者)については、追加年受付となり、平成29年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成28年2月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で、復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税(法人においては法人市民税)及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税(法人においては法人税)及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 奈良市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入有無欄において、「有」又は「除外」と表示されている者。
- (6) 次のいずれにも該当しないもの

ア 役員等(法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。)である者。

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

2 受付期間

平成29年2月15日(水)から平成29年2月28日(火)まで(土・日曜日を除く。)

※郵送分については、平成29年2月1日(水)から受付します。

3 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

4 受付場所

奈良市企業局庁舎4階 入札室

<問い合わせ先>

奈良市企業局経営部企業総務課入札室

電話番号 0742-34-5200(代表)

5 申請方法

- (1) 市内業者は持参受付に限ります。後日、入札参加資格審査結果通知書を郵送しますので、82円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえお持ちください。
- (2) 準市内業者及び市外業者は、郵送での申請をしてください。郵送受付は平成29年2月28日(火)までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受付票及び入札参加資格審査結果通知書を郵送しますので、82円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえ、**[2通]**同封してください。(2通それぞれに切手が必要です。)

6 郵送先

〒630-8001

奈良市法華寺町264番地1

奈良市企業局経営部企業総務課入札室

7 登録有効期間

- (1) 市内業者・準市内業者 1年間(平成29年度)
- (2) 市外業者 2年間(平成29・30年度)

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には入札参加資格を保留します。十分精査のうえ、期日までに提出してください。

- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、事実確認を行ったうえ、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 各証明書（原本及び写し）は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。
- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度、経営部企業総務課入札室に変更届を提出してください。
- (5) 提出書類は、紐とじ又はファイルとじにして提出してください。（項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載）
- (6) 提出いただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市業者（市内に建設業法に基づく本店を有する者）
（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- 良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。
- (7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。
- 10 提出書類
次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。
- (1) 建設業者
建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）を受けている者

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書（市内本店用）（奈良市企業局の様式）
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）
（平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）
 - ③ 従業員名簿（第5号様式）
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
 - ⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
 - ⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第7号〔経營業務の管理責任者証明書〕（写し）
 - ⑦ 建設業許可申請書のうち、別紙四、様式第8号、様式第8号(1)又は(2)
〔専任技術者一覧表・専任技術者証明書〕（写し）
 - ⑧ 建設業許可通知書又は証明書（写し）
 - ⑨ 印鑑証明書（原本）（法人・個人）
 - ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑪ 納税証明書（写し）
 - ・個人 平成27・28年度分の市・県民税及び平成27・28年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・法人 平成27・28年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成28年度分が確定していない場合は、平成26・27年度分）及び平成27・28年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ⑫ 国民健康保険料納付証明書（写し）（個人業者のみで平成27・28年度分）
 - ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）
（奈良市企業局での証明で該当者のみ平成27年4月～平成28年9月分）
 - ⑭ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑮ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
 - ⑯ 調査票
 - ⑰ 誓約書
 - ⑱ 入札参加資格審査申請書受付票
（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 官公需適格組合（事業協同組合の場合）については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの）及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

＜準市内業者＞（市内に建設業法に基づく支店等を有する者）
（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式（奈良市企業局の様式））
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）
（平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書又は証明書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)（写し）
〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
- ⑦ 委任状（原本）（営業所等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
 - ・個人 平成27・28年度分の市・県民税及び平成27・28年度分の固定資産税
（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・法人 平成27・28年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成28年度分が確定していない場合は、平成26・27年度分）及び平成27・28年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）
（奈良市企業局での証明で該当者のみ平成27年4月～平成28年9月分）
- ⑫ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑬ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
- ⑭ 調査票
- ⑮ 誓約書
- ⑯ 入札参加資格審査申請書受付票
（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）

＜市外業者＞（市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者）
（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式（奈良市企業局の様式））
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）
（平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）
 - ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
 - ⑤ 営業所一覧表
 - ⑥ 建設業許可通知書又は証明書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)（写し）
〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
 - ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
 - ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人）
 - ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑩ 所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
 - ・個人 （その3）又は（その3の2）様式及び平成27・28年度分の固定資産税
（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・法人 （その3）又は（その3の3）様式及び平成27・28年度分の固定資産税
（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ⑪ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑫ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
 - ⑬ 調査票
 - ⑭ 誓約書
 - ⑮ 入札参加資格審査申請書受付票
（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

1. 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
2. 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
3. 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）

4. 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
5. 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
6. その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

① 入札参加資格審査申請書（第3号様式の1・第3号様式の2（奈良市企業局の様式））

② 業態調書（業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。）

③ 技術職員名簿

④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）

⑤ 財務諸表（直近1年度分）

なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者にあつては、現況報告書を必ず提出すること。

⑥ 営業所一覧表

⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）

⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人）

⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）

⑩ 納税証明書（写し）

・市内業者及び準市内業者

個人 平成27・28年度分の市・県民税及び平成27・28年度分の固定資産税
（奈良市で課税されている場合のみ）

法人 平成27・28年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成28年度分が確定していない場合は、平成26・27年度分）及び平成27・28年度分の固定資産税
（奈良市で課税されている場合のみ）

・市外業者

所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）

個人 （その3）又は（その3の2）様式及び平成27・28年度分の固定資産税
（奈良市で課税されている場合のみ）

法人 （その3）又は（その3の3）様式及び平成27・28年度分の固定資産税
（奈良市で課税されている場合のみ）

⑪ 国民健康保険料納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成27・28年度分）

⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）

（奈良市企業局での証明で該当者のみ平成27年4月～平成28年9月分）

⑬ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）

⑭ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）

⑮ 調査票

⑯ 誓約書

⑰ 入札参加資格審査申請書受付票

（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）

※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

（平成28年11月21日揭示済）

委員長 杉江雅彦

教育委員会

奈良市教育委員会規則第4号

奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則（平成18年奈良市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

平成28年11月1日

奈良市教育委員会

第1条中「第40条第1項」を「第23条の2第1項」に、

「、高等学校及び幼稚園」を「及び高等学校」に改め、「、園長」を削る。

第2条中「次に掲げる者以外の」を「市立学校の」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、奈良市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める市費教員については、この限りでない。
第2条各号を削る。

第4条の見出しを「(評価の種類等)」に改め、同条中「勤務状況評価」を「総合評価」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 自己申告評価及び総合評価は、絶対評価及び相対評価により行うものとする。
- 3 相対評価を実施する者は、教育長とする。
- 4 相対評価の評定及びその割合は、教育長が定める。

第5条第1項中「教育長の」を「教育長が」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、定期に評価することができない市費教員については、随時評価を行うことができる。

第5条第2項中「校長又は園長の」を「校長が」に、「教育長の」を「教育長が」に、「自己申告シート」を「自己申告評価シート」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 第5項に定める評価を行う者（以下「評価者」という。）は、市費教員が自己申告評価シートに記載した内容について、適切な指導及び助言を行うとともに、教育長が定める評価基準に基づいて絶対評価を行い、その結果を自己申告評価シートに記載するものとする。

第5条第4項中「指導助言者」を「評価者」に、「自己申告シート」を「自己申告評価シート」に改め、同条第5項の表以外の部分中「指導助言者」を「評価者」に改め、同項の表中「第一次指導助言者」を「第一次評価者」に、「第二次指導助言者」を「第二次評価者」に改め、「及び園長」を削り、同表幼稚園に勤務する教諭の項を削る。

第6条の見出しを「(総合評価)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

総合評価は、教育長が指定する日を基準日として、毎年度1回定期に実施する。ただし、定期に評価することができない市費教員については、随時評価を行うことができる。

- 2 評価者は、市費教員の職務遂行を通じて挙げた業績（前条第2項の目標の達成状況等を含む。）並びに職務遂行上発揮した能力及び意欲について、教育長が定める評価基準に基づいて絶対評価を行い、その結果を教育長の定める総合評価シートに記載するものとする。

第6条中第3項から第6項までを削り、第7項を第3項とする。

第7条第2項中「について当該市費教員から開示請求があったときは、教育長の」を「については、教育長が」に改める。

第8条を次のように改める。
(苦情の申出)

第8条 評価結果に苦情がある市費教員は、教育委員会が定めるところにより、苦情の申出を行うことができる。

第9条第1項中「第二次指導助言者及び」を削り、「教育長の」を「教育長が」に改める。

第10条中「指導助言者及び」を「教育長が定めるところにより」に改める。

附則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則の規定は、平成28年度以後に実施する市立学校の市費教員の人事評価から適用する。ただし、臨時的任用の市費教員及び再任用教職員については、平成29年度以後に実施する人事評価から適用する。
(平成28年11月1日揭示済)

奈良市教育委員会告示第57号

奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する要綱を次のように定める。

平成28年11月1日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則（平成18年奈良市教育委員会規則第6号。以下「規則」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(人事評価の対象とならない市費教員)

第2条 規則第2条ただし書の奈良市教育委員会教育長が定める市費教員とは、次の市費教員をいう。

- (1) 大学等において長期の研修中である者
- (2) 休職若しくは停職中又は特別休暇、育児休業等を取得中で、人事評価を行うことが困難である者
- (3) 非常勤職員（再任用教職員を除く。）
- (4) 教育長が、公正な評価を実施することが困難であると認める者

(評価期間)

第3条 規則第3条の人事評価の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(自己申告評価)

第4条 規則第5条第1項の基準日は、毎年度3月1日とする。

2 規則第5条第2項の教育長が定める自己申告評価シートは、別表1の左欄に掲げる被評価者の区分に応じ、中欄に掲げる様式とし、同条第3項の教育長が定める評価基準は、別表2のとおりとする。

3 自己申告評価による絶対評価は、自己申告評価シートの評定の合計（点数）に対し、別表3の左欄に掲げる自

己申告評価評定合計の区分に応じ、同表の右欄に掲げる記号とする。

(総合評価)

第5条 規則第6条第1項の基準日は、毎年度12月31日とする。

2 規則第6条第2項の教育長が定める総合評価シートは、別表1の左欄に掲げる被評価者の区分に応じ、同表右欄に掲げる様式とし、同項の教育長が定める評価基準は、別表4のとおりとする。なお、総合評価シートの校務経験の記録の部分中、業務区分欄には別表5の左欄に掲げる業務内容の区分に応じ、同表の中欄に掲げる記号を記載し、経験値(換算後)欄には同表の右欄の換算率に応じた値を記載するものとする。

3 総合評価の絶対評価は、総合評価シートの評定の総合計に対し、別表6の左欄に掲げる総合評価評定合計の区分に応じ、同表の右欄に掲げる記号を絶対評価とする。

4 規則第6条第3項の再評価については、規則第5条第2項の評価を実施した後の当該年度の年度末までに、教職員の取組により児童及び生徒に大きな変容が認められた場合において、教職員の職務遂行状況や成果等が確認でき、評価者がそれを総合評価シートに反映させる必要

があると認めたとときに行うことができることとし、評価者は、速やかに、教育長に再評価の結果を提出するものとする。

(評価結果の取扱い)

第6条 規則第7条第2項の教育長が定める開示については、第二次評価者が複写保存した自己申告評価シート及び総合評価シートを3月1日から3月14日(土曜・日曜・休日を除く。)までの間に、本人に開示するものとする。

(書類等の提出)

第7条 規則第9条第1項の規定による書類等の提出については、自己申告評価シートを1月20日までに、総合評価シートを3月20日までに教育長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成28年度以後に実施する市立学校の市費教員の人事評価から適用する。ただし、臨時的任用の市費教員及び再任用教職員については、平成29年度以後に実施する人事評価から適用する。

別表1 (第4条、第5条関係)

シートの種類 被評価者	自己申告評価シートの様式	総合評価シートの様式
校長	様式1の1	様式2の1
副校長及び教頭	様式1の2	様式2の2
教諭及び講師	様式1の3	様式2の3
養護教諭及び講師	様式1の4	様式2の4
栄養教諭及び講師	様式1の5	様式2の5
上記以外の職員	様式1の6	様式2の6

別表2 (第4条、第5条関係)

【自己申告評価シートの評価基準】

評定	基 準
5	具体的目標に対して意欲的に取り組み、大幅に成果を上げている
4	具体的目標に対して努力し、ほぼ期待通りの成果が見られる
3	具体的目標に対して取り組み、一定の成果が見られる
2	具体的目標に対して取り組みが不十分で、あまり成果が見られなかった
1	具体的目標に対して取り組みせず、全く成果がなかった

別表3 (第4条関係)

【自己申告評価絶対評価】

自己申告評価評定合計	絶対評価
20～18	V
17～15	IV
14～9	III
8～6	II
5～4	I

別表4 (第5条関係)

【総合評価シートの評価基準】

評定	基準
5	職務を遂行する上で通常必要な水準を大幅に上回っている
4	職務を遂行する上で通常必要な水準を上回っている
3	職務を遂行する上で通常必要な水準をほぼ満たしている
2	職務を遂行する上で通常必要な水準を満たしておらず、努力が必要
1	職務を遂行する上で通常必要な水準を満たしておらず、かなりの努力が必要

別表5 (第5条関係)

【校務貢献内容】

業務内容	記号	換算率
市立高等学校、県立高等学校における通常学級の担任業務	ア	2/2
教務主任、生徒指導主任、進路主任等、学校全体に関わる主任業務	イ	2/2
ア、イと同等、又はそれ以上の業務を担当していると校長が判断する業務	ウ	2/2
ア、イ、ウ以外の業務経験	エ	1/2
評価期間の半分以上勤務がない場合、又はそれに準ずる場合	オ	0

別表6 (第5条関係)

【総合評価絶対評価】

総合評価評定合計	絶対評価
45～39	V (最上位)
38～33	IV (上位)
32～21	III (中位)
20～15	II (下位)
14～9	I (最下位)

(平成28年11月1日揭示済)

奈良市教育委員会告示第58号

平成28年11月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成28年11月2日

奈良市教育委員会
委員長 杉江 雅彦

1 日時

平成28年11月8日（火）

午前10時から

2 場所

奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

(1) 平成28年度12月補正予算要求について

(2) 平成29年（平成28年度）奈良市成人式について

議事

議案第49号 奈良市立中学校夜間学級設置要項及び募集要項について

議案第50号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について

議案第51号 平成28年度部活動外部顧問の委嘱について
その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 10月～11月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成28年11月2日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第39号

平成28年12月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成28年12月3日から平成28年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成28年11月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟4階

選挙管理委員会事務局内

(平成28年11月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第40号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成28

年12月3日から平成28年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成28年11月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟4階

選挙管理委員会事務局内

(平成28年11月1日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第21号

奈良市農業委員会平成28年11月農地部の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成28年11月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 今中 初雄

1 日時

平成28年11月14日（月） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（10月専決処理分）

(4) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

(5) 知事許可について（10月許可分）

(平成28年11月7日揭示済)

奈良市農業委員会告示第22号

奈良市農業委員会平成28年12月農地部の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成28年11月30日

奈良市農業委員会
農地部会長 今中 初雄

1 日時

平成28年12月7日（水） 午前9時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (3) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（11月専決処理分）
- (5) 水田・畑地造成形質変更届出について（11月専決処理分）
- (6) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (7) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて
- (8) 知事許可について（11月許可分）

（平成28年11月30日掲示済）